

2025 年度相談支援従事者初任者研修の受講者選定に係る優先順位について

・1日目、2日目の受講について

1位	指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定している方（【様式1】にて法人からの推薦がある。）	+	相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている（※1）
2位	現所属事業所のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての配置が経過措置であり、申込者が受講しないと指定基準を満たさなくなる方（【様式2】で申し込んだ者）		
3位	指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定している方（【様式1】にて法人からの推薦がない。）	+	相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている（※1）
4位	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となる方でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験年数を満たしている		
5位	相談支援専門員として従事する予定はないが、相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている		
6位	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する予定はないが、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験年数を満たしている		

<注意事項>

※1 相談支援専門員となる実務経験年数は別添の参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」をご確認ください。

※2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となる実務経験年数は別添の参考資料2「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験」をご確認ください。

○ 受講者の決定につきましては、上記の順位を踏まえつつ、サービス等利用計画作成率等地域の状況を踏まえ、判断することとなります。受講お申し込みが多数の場合、上記優先順位1位の方全てが受講できるとは限りません。

○ 同一事業所内で優先順位1位のお申し込みが多数の場合、全ての方が受講できるとは限りません。

○ 他県（福岡県以外）の方の研修申込も受け付けておりますが、申込者が多い場合、福岡県内の方を優先させていただきます。

・3日目～7日目の受講について

1位	平成29年度以降に相談支援従事者初任者研修の1,2日目を修了 (2022年度相談支援従事者初任者研修7日間の申込者を含む)	+	相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている(※1)	+	指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定している方 (【様式1】にて法人からの推薦がある。)
2位	平成29年度以降に相談支援従事者初任者研修の1,2日目を修了 (2022年度相談支援従事者初任者研修7日間の申込者を含む)	+	相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている(※1)	+	指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定している方 (【様式1】にて法人からの推薦がない。)
3位	平成29年度以降に相談支援従事者初任者研修の1,2日目を修了 (2022年度相談支援従事者初任者研修7日間の申込者を含む)	+	相談支援専門員の要件となる実務経験年数を満たしている(※1)		

<注意事項>

※1 相談支援専門員となる実務経験年数は別添の参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」をご確認ください。

- 受講者の決定につきましては、上記の順位を踏まえつつ、サービス等利用計画作成率等地域の状況を踏まえ、判断することとなります。受講お申し込みが多数の場合、上記優先順位1位の方全てが受講できるとは限りません。
- 同一事業所内で優先順位1位のお申し込みが多数の場合、全ての方が受講できるとは限りません。
- 他県(福岡県以外)の方の研修申込も受け付けておりますが、申込者が多い場合、福岡県内の方を優先させていただきます。